

## もやい 31年度 第10回定例会議事録

日 時 : 8月15日(木) 13:00~15:00

場 所 : 支援センター会議室

出席者 : 田中、大福、添田、廣川、石見 (欠 久保田、植村、高橋)

### 【1】令和元年版・安心安全運手者講習会用テキストの作成について

#### ①講習会テキスト内容の検討 (資料②参照)

- ・もやいの活動は運転者の育成が目的ではない。
- ・高齢者が元気でいきいき生活できる街づくりが目的で、その手段として移動・送迎支援活動を行う
- ・もやいの活動の認知度が増して、活動に弾みが付きつつある

### 【2】移動・送迎支援活動の長期的展望について

#### ①市役所・辻野主査、柏田主査との話し合いについて

- ・八王子市としては移動・送迎支援活動を介護予防の主要な活動に位置付けたい様子が伺えた
- 資料①参照

### 【3】トヨタ基金プロジェクト最近の動き

#### ①もやい、市・高齢者福祉課、社協との打ちは9月に延期

#### ②小津地区(NPO 法人小津倶楽部)の集会に参加、トヨタ基金プロジェクトについて説明

- ・小津地域のまちづくりで活動を活性化し、将来は恩方地区全般の活動にしたい
  - ・当面の活動は地域住民の交流、生活支援であるが、活性化のためには観光で人を呼び込みたい
- 資料③参照

#### ③福寿草の会(川口地区)での説明会

- ・説明会:8月20日(火)9:30~
- ・参加者は4~5名、専用駐車場を確保

### 【4】勉強会、シンポジウム開催について

#### ①第1回勉強会

日 時:2019年9月15~25日 13:00~15:30

参加者:活動している実務者(管理者)、市、社協、もやい(25~35人)

場所:クリエイトホール

講師:八王子市福祉部高齢者福祉課 辻野主査(予定)

テーマ:未定:~みんなで作る「地域にあった生活支援(移動)の仕組み」~

### 【5】その他

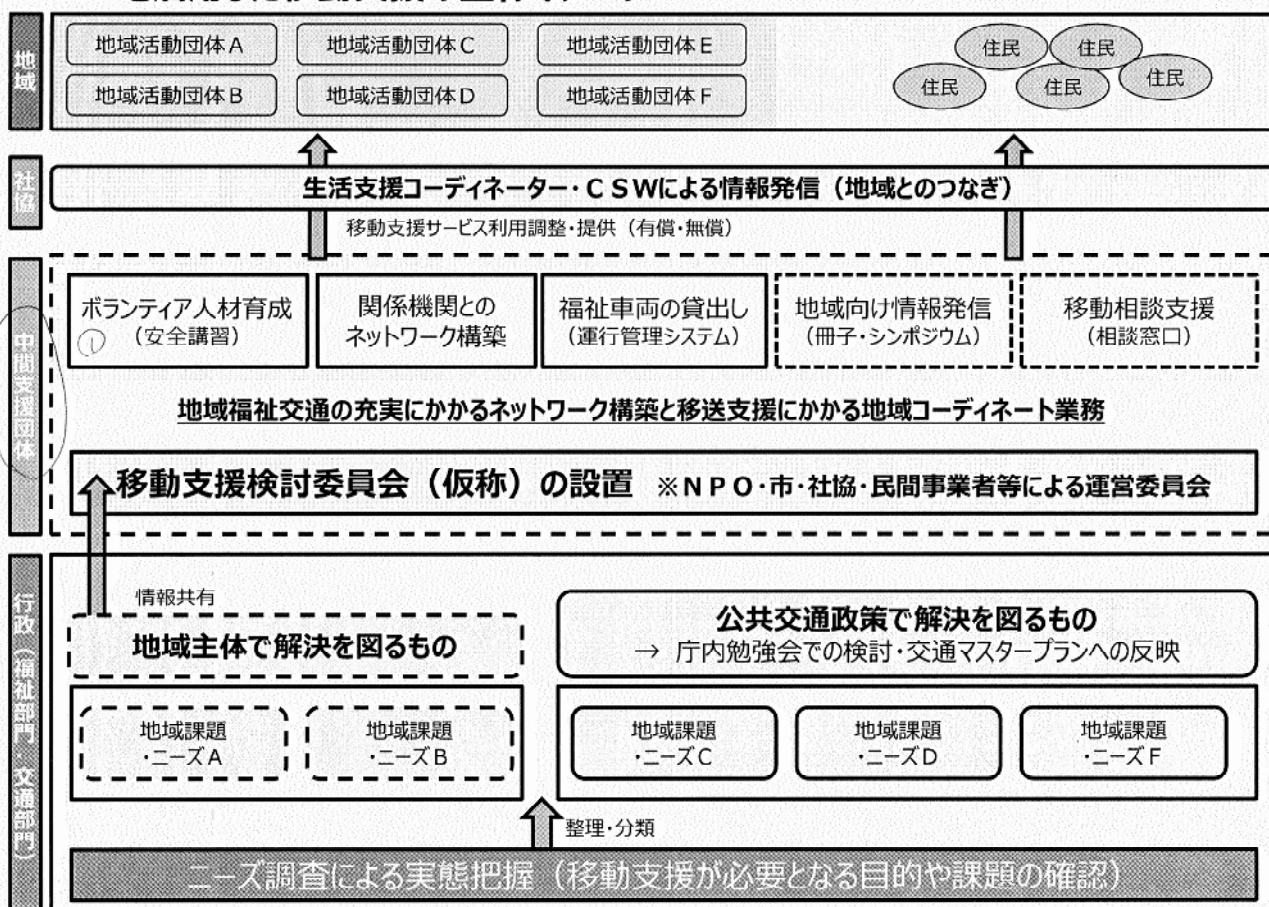
#### <次回定例会>

日時: 2019年8月15日(木) 13:00~15:00 (開催時間注意)

場所: 市民活動支援センター 会議室

資料② 市・辻野さん 今後のイメージ図

T M Fを活用した移動支援の全体イメージ



資料② 運転者講習用テキスト 内容の構成

添田講習テキスト

- 1 道路運送法 (旅客自動車運送事業)
- 2 高齢者の移動手段確保のため「互助」による輸送
- 3 道路運送法における許可又は登録を要しない運送の形態
- 4 「交通」と「福祉」が重なる
- 5 市町村(交通部局)や交通事業者に
- 6 地域包括支援事業(多様な生活支援)
- 7 市民カ・地域力:総合事業・移動・
- 8 福祉有償運転協力員講習
- 9 地域生活支援事業等
- 10 団塊世代の人たちの社会貢献について
- 11 リスクマネジメントについて
- 12 利用者の理解・疾病の理解
- 13 接遇及び介助技術(30)
- 14 福祉車両を使用した演習方法
- 15 利用者配慮事項
- 16 道路運送法
- 17 道路交通法
- 18 道路車両法
- 19 運行管理関係等
- 20 道路交通法解説(平成30年2月10日) 平井正敏

全国移動ネットテキスト1

- 第1章 運転者講習の目的と講習の企画
  - 1 講習の目的
  - 2 講習の企画と進め方
- 第2章 移動サービス概論
  - 1 移動サービスとは
  - 2 移動サービスのあゆみ
  - 3 移動サービスの意義と市民活動
  - 4 今後の移動サービス
  - 5 移動サービス活動の様子
- 第3章 移動サービスの利用者を理解する
  - 1 移動サービスの利用対象者とは
  - 2 障がいとは
  - 3 身体障がい
  - 4 精神障がい
  - 5 知的障がい・発達障がい
  - 6 てんかん
  - 7 難病・疾病
  - 8 加齢に伴う体と心の変化
- 第4章 接遇・介助
  - 1 利用者と接するときの心がまえ
  - 2 移動サービスで必要とされる介助
  - 3 車いすの種類と操作
  - 4 車いす利用者の介助
  - 5 視覚障がいがある人の介助
  - 6 歩行障がいがある人の介助
- 第5章 移動サービスで使用する車両
  - 1 移動サービスで使用する車両
  - 2 車両の向き・不向き
  - 3 正しく、より安全に
  - 4 車両・装備の基本 操作...

全国移動ネットテキスト2

- 第1章 送迎サービス(移動サービス)について
  - 1 送迎サービス(移動サービス)とは
  - 2 送迎サービス(移動サービス)
  - 3 利用者は「移動制約者」や「移動困難者」
  - 4 住民参加型の重要性
  - 5 送迎サービス(移動サービス)と道路運送法
  - 6 送迎サービス(移動サービス)の類型
  - 7 さまざまな組合せ
- 第2章 知っておきたい法律
  - 1 道路交通法
  - 2 道路運送法
- 第3章 接遇急介助
  - 1 利用者との接するときの心がまえ
  - 2 送迎サービスで行うこと・必要とされる介助
  - 3 歩行時の介助
  - 4 車いすの介助
  - 5 視覚障がいがある人の介助
- 第4章 送迎サービスで使用する車両
  - 1 使用する車両の選び方
  - 2 正しくより安全に使うために
  - 3 メンテナンス
  - 4 故障時の対応
  - 5 車両・装備の基本操作
- 第5章 送迎サービスの運転に必要な知識と心構え
  - 1 送迎サービスでの運転とは
  - 2 利用者を中心とした運転
  - 3 サービスとして提供する
  - 4 組織として提供する
- 第6章 リスクへの備えと対応
  - 1 リスクマネジメントの重要性
  - 2 リスク対応例
  - 3 活動に関わる保険
  - 4 個人情報保護
  - 5 対応例の検討

## 過疎地域等での自家用自動車の活用拡大について ①

### メニューの概要

規制改革前

- 運送する旅客範囲は、主として地域住民。
- 実施に当たり、地域の関係者(※)からなる運営協議会等において合意を得なければならない。

(※) 市町村、運送事業者又は運送事業者団体、地域住民等

見直し後

- 現行の自家用有償旅客運送制度を拡充し、主として訪日外国人を始めとする観光客を運送するための新たな制度を特区限定で創設
- 区域会議が運送区域等を迅速に決定

効果

- 過疎地域等における訪日外国人をはじめとする観光客の運送需要に対応
- 観光客のみならず、地域住民の移動手段を確保

《参考：事業内容等について、現行制度と特区との比較》

	自家用有償運送（道路運送法）	自家用自動車の活用拡大（国家戦略特区法）
事業内容	自家用自動車による旅客運送（登録制）	同左
主な運送対象	地域住民	訪日外国人をはじめとする観光客
運送主体	市町村、非営利団体	同左
安全要件	運転者：第二種運転免許、運行管理：責任者の選任 等	同左
実施手続	地域関係者による合意	区域会議による計画策定⇒内閣総理大臣認定

## 過疎地域等での自家用自動車の活用拡大について ②

### 兵庫県養父市の取組

- 養父市では駅周辺にしかタクシー会社がないため、駅から離れた地域に関しては、近距離で乗車されると採算がとれず、タクシー空白地帯となっていた。
- 駅から離れた住民はバスか自家用車が交通手段となるが、高齢化により自家用車を手放す方が多く、また、いわゆる乗合についても、地域のコミュニティが希薄になっているためあまり見られなくなっていた。



- 地域住民、観光客の交通手段の選択肢を増やすため、行政、タクシー事業者、バス事業者、観光関連団体自治組織が一体となって、特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワークを設立。タクシー空白地帯であった大屋地域及び関宮地域における各エリア完結型で事業を実施。

### 養父市からの聞き取り

- 国家戦略特区で認定された後は、タクシー協会から反発があった。協会には、本事業はいわゆるライドシェアのような運転手と利用者のマッチングさせるだけのサービスではなく、過疎地域の交通利便性を高めることで地域の福祉増進や観光振興を図るべく事業者とタッグを組んで責任を持って実施している旨を説明した。
- 事業スキームについては、特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワーク構成員のノウハウを最大限に活用している。タクシー事業者からは配車や運行管理に関するノウハウの提供、観光関連団体からは新たな観光ルートや市内観光施設との相互連携、自治組織からは市民ニーズの反映とドライバー確保の協力をいただいている。これらのプレイヤーと一体となって運営しているのが強みである。

(様式 )

## もやい移動・送迎支援事業利用会員証

「地域に合った移動の仕組み作り」  
トヨタ・モビリティ基金活動資金助成



発行日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
利用者氏名： \_\_\_\_\_  
利用者住所： \_\_\_\_\_

実施団体： \_\_\_\_\_

主体団体： NPO法人八王子共生社会推進会議

### (目的)

この事業を利用する人は登録制とし下記について確認し、利用します。

### (会費)

会員は下記に定める年額の会費を納入するものとします。

(1) 利用会員 \_\_\_\_\_ 円

もし、年度途中で会員になった場合も同じとし、また、年度途中で会員の資格を喪失した場合においても返還しません。

### (サービスの内容)

会員のサービス内容は移動・送迎支援全般です。

サービスの提供はそれぞれの実施団体の定めによります。

車による送迎は無償です。ただし付帯サービスが発生する場合は別途打合せします。

### (補償)

この事業に伴う事故については、「市民活動総合保険」及び「車両に付帯されている保険」で対処します。

### (研修)

車を移用したサービスは国の講習（福祉有償運転者講習）に準じた講習を受講した運転者が行います。

## <使用車両・保険>

- (1) 利用車両 ①トヨタシエンタ車、②ダイハツタント（両車両とも車いす対応です）
- (2) 「各車両付帯各種安全装置等」
- ・自動（被害軽減）ブレーキ（対歩行者）
  - ・車線逸脱警報
  - ・ペダル踏み間違い時、加速抑制装置
  - ・自動切替型前照灯
  - ・カーナビゲーション（後方モニター付き）
  - ・ドライブレコーダー
  - ・車いすを載せることができます
- (3) 「車両に関する任意自動車保険付与内容」（両車両共通です）
- ・ノンフリート、26才移譲補償、対人無制限、対物無制限、人身傷害50百万円、
- (4) 市民活動総合保険

		保障項目		保険金額・支払い限度額	
基本契約	賠償責任保険	賠償責任 (免責金額なし)	身体財共通	1事故・保険期間中	2億円
			管理財物	1事故・保険期間中	
			人格権侵害	1名(1事故・保険期間中)	
		事故対応費用		1事故・保険期間中	
		見舞い費用		死亡	
	後遺障害				
	入院日数に応じて2~10万円/通院日数に応じて1~5万円				
	傷害保険	死亡保険金額		500万円	
		後遺障害保険金額		500万円~20万円	
		入院保険金額		3,000円	
手術保険金額		入院保険日額の5、10倍			
通院保険金額		2,000円			

